

平成28年11月7日

- p.1 表紙 研究国際部 ⇒ **研究推進部(平成27年4月1日より)**
- p.3~5 図中等の研究国際部 ⇒ **研究推進部(平成27年4月1日より)**
- p.6 (2)提供先が「外国ユーザーリスト」に該当する場合  
・平成25年2月現在 ⇒ **平成28年3月29日現在**
- p.6 (3)提供先が「国連武器禁輸国」の場合  
・**中央アフリカ を追加** ・**コートジボアール、リベリア を削除**
- p.12 付1. リスト規制対象貨物一覧表(※最新版は平成27年10月1日改正施行)  
・追加、変更、削除など  
項番1 武器 (17)軍用人工衛星等【追加】  
項番2 原子力 (35の2)スクロール型圧縮機・真空ポンプ【追加】  
項番2 原子力 (39)高速度カメラ等【変更】  
項番2 原子力 (51)レニウム、レニウム合金【追加】  
項番2 原子力 (52)防爆構造の容器【追加】  
項番3の2 生物兵器 (2)5の2. 噴霧乾燥器【追加】  
項番4 ミサイル (5)推進薬制御装置用の1. サーボ弁、2. ポンプ、3. ガスタービン【変更】  
項番4 ミサイル (5の2)(5)の2に使用できる軸受【追加】  
項番4 ミサイル (24)振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他【変更】  
項番5 先端材料 (13)チタンのホウ化物を用いたセラミックの粉末・半製品他【変更】  
項番6 材料加工 (2)数値制御工作機械【部分品削除】  
項番7 エレクトロニクス (9)サンプリングオシロスコープ【変更】  
項番7 エレクトロニクス (12)信号発生器【変更】  
項番9 通信 (5の3)無線通信傍受装置、通信妨害装置、これらの作動監視装置等【追加】  
項番9 通信 (5の5)インターネット利用通信監視装置等【追加】  
項番12 海洋関連 (1)潜水艇【変更】  
項番13 推進装置 (2の2)(2)の制御、その作動状態監視装置(地上に設置)【追加】  
項番15 機微品目 (4の2)簡易爆発装置の妨害装置、その附属装置【追加】
- p.13 付3. 大量破壊兵器開発等の懸念がある外国ユーザーリスト  
・平成25年2月現在、11カ国(地域)450の機関 ⇒ **平成28年3月29日現在、11カ国462の機関**  
・インド(4)、アフガニスタン(2)、イラン(221)、パキスタン(34)、北朝鮮(127)、中国(44)、イスラエル(2)、シリア(18)、台湾(1)、アラブ首長国連邦(6)、香港(3) ・合計数 450 ⇒ **462**
- p.14 付4. 通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物  
(輸出令別表第1の16項(1)に掲げる貨物) ⇒ **この文言削除**  
**2. 焼結磁石【誤記修正】**  
**3. (1の3)の番号変更**  
**以降、番号変更、(現在番号+2)**
- p.15 付5. 国際輸出管理レジームの概要  
・NSGの参加国 46カ国参加 ⇒ **48カ国参加**  
(2012.9メキシコ、2013.4セルビア加盟)  
・AGの参加国 40カ国参加 ⇒ **41カ国参加**  
(2013.6メキシコ加盟)
- p.16 裏表紙 研究国際部 ⇒ **研究推進部(平成27年4月1日より)**